

資 料

外国民事訴訟法研究 (53)

外国民事訴訟法研究会
(代表者 加藤 哲夫)

「アメリカ合衆国連邦倒産手続規則」試訳〔10〕

監訳代表	加藤哲夫	山本 研	棚橋洋平
	中本香織		
監訳・試訳	加藤甲斐斗	崔 廷任	高田 明
	向山純子	李 爽	我妻純子

「アメリカ合衆国連邦倒産手続規則」試訳〔10〕

監訳代表 加藤哲夫 山本 研 棚橋洋平
中本香織
監訳・試訳 加藤甲斐斗 崔 廷任 高田 明
向山純子 李 爽 我妻純子

【前注】

連邦倒産手続規則第Ⅶ章の各規定では、連邦倒産法が規定する手続に連邦民事訴訟手続規則が定める対審手続の規定の多くを準用し、連邦倒産法が規定する倒産事件における争訟に民事訴訟手続の原則を受容させている。本稿では、連邦倒産手続規則第7001条以下の試訳とともに、【補注】において、各規定で準用されている連邦民事訴訟手続規則の該当規定を必要な範囲で紹介することとした。

なお、連邦民事訴訟手続規則の規定については、<http://www.uscourts.gov/rules-policies/current-rules-practice-procedure/federal-rules-civil-procedure>、及び、渡辺惺之＝吉川英一郎＝北坂尚洋編訳『英和対訳 アメリカ連邦民事訴訟規則（2004-05 Edition）』（レクシスネクシス・ジャパン・2005年）を逐次参照した。

本稿の試訳では、高崎昇氏（早稲田大学大学院法学研究科修士課程）が参加した。

第1001条

第Ⅰ章 事件の開始；手続開始の申立て及び救済命令に関する手続（第1002条～第1021条）（第1010条まで・比較法学49巻2号；第1011条～第1021条・同49巻3号）

第Ⅱ章 手続上の機関及び手続の運用；通知；関係人集会；調査；選出；弁護士及び会計士（第2001条～第2020条）（第2001条～第2008条・同50巻1号；第2009条～第2020条・同50巻2号）

第Ⅲ章	請求権、並びに、債権者及び持分権保有者への配当；計画（第3001条～第3022条）（第3001条～第3011条・同50巻3号；第3012条～第3022条・同51巻1号）
第Ⅳ章	債務者；義務及び利益（第4001条～第4008条）（同51巻2号）
第Ⅴ章	裁判所及び書記官（第5001条～第5012条）（同51巻3号）
第Ⅵ章	倒産財団の蒐集及び清算（第6001条～第6011条）（同52巻1号）
第Ⅶ章	対審手続（第7001条～第7087条）（第7001条～第7012条・本号）
第Ⅷ章	地方裁判所又は倒産事件上訴合議体への不服申立て（第8001条～第8028条）
第Ⅸ章	一般規定（第9001条～第9037条）

第Ⅶ章 対審手続

◆ R. 第7001条（第Ⅶ章の手続規則の適用範囲）

対審手続は、この第Ⅶ章の手続規則により規律される。次の手続は、対審手続による。

- (1) 債務者に対して管財人に財産を引き渡させる手続、又は、本法第554条(b)若しくは第725条、R. 第2017条若しくはR. 第6002条の規定による手続を除く、金銭又は財産の回復を求める手続、
- (2) R. 第3012条⁽¹⁾又はR. 第4003条(d)の規定による手続を除く、財産上のリーエン又はその他の権利の有効性、優先性又はその範囲を確定する手続、
- (3) 倒産財団とその帰属財産を共有する者の双方の財産上の権利の売却につき本法第363条(h)の規定により承認を求める手続、
- (4) 本法第727条(a)(8)、(a)(9)又は第1328条(f)の規定による免責許可に対する異議を除く、免責許可に対する異議のための手続又は免責許可決定を取り消すための手続、
- (5) 第11章、第12章又は第13章の計画認可決定を取り消すための手続、
- (6) 債務の免責対象性を確定する手続、

(1) 2017年4月の改正によって、R. 第3012条の規定による手続も除外されるに至っている。

(7) 第9章, 第11章, 第12章又は第13章の計画が, 差止め又は衡平法上の救済の定めを置いている場合を除く, 差止め又は衡平法上の救済を得るための手続,

(8) 第9章, 第11章, 第12章又は第13章の計画が, 認容された請求権又は権利の劣後化の定めを置いている場合を除く, 認容された請求権又は権利を劣後させるための手続,

(9) 前号までのいずれかの事項に関連して宣言的判決を得るための手続, 又は,

(10) 合衆国法典第28編(裁判所構成及び司法手続法)第1452条の規定により事件を移送する請求又は訴訟原因を確定するための手続。

【補注】

1 アメリカの民事訴訟における二当事者主義

日本の民事訴訟手続においては, 二当事者対立構造を基本として, 原告・被告との間で権利又は法律関係の当否の主張がなされ, これを基礎づける事実や証拠の提示が行われる。そのイニシアチブは当事者に委ねられ, 処分権主義(日民訴246条参照), 弁論主義(日人訴20条との比較)が支配している。他方, 訴訟手続の進行は裁判所にイニシアチブが認められている(職権進行主義・日民訴93条等)。

アメリカの民事訴訟手続にあつては, 当事者の意思により訴訟の開始・終結がなされるという処分権主義, 主張と証拠の提出を原則としてもつばら当事者に委ねる弁論主義が認められているとともに, 訴訟進行の全般にわたって裁判官ではなく, 当事者が手続を主導する傾向にある⁽²⁾といわれる。アメリカの代表的教科書によれば, アメリカの民事訴訟手続の特徴としてあげられる 'adversary system' とは, 民事紛争において, 訴訟を開始し追行し, 適切な事実を調査し, 証拠及び法的主張を法廷で提示することは, 原則として裁判所ではなく当事者に委ねられていること⁽³⁾をいう。すなわち, 裁判所は, 原則として, 当事者が提示した証拠に基づき当事者が提示した争点について判断し, 当事者の申立てに基づき手続上の適切なサンクションを適用することに限られる。このようなシステムはアングロ・アメリカンの民事訴訟手続の特徴といわれるが, その実質は, ドイツの民事訴訟手続におけるもの⁽⁴⁾であるといわれる

(2) 浅香吉幹『アメリカ民事手続法 [第3版]』6頁(弘文堂・2016年)。同書6頁は, これを「当事者対抗主義」という。

(3) FLEMING JAMES, JR., CIVIL PROCEDURE 3 (1965)。

ところからみて、日本法にも通底している。いずれにしても、二当事者主義 (the principle of bilaterality) であり、証拠と法的主張を調査しこれらを提示する機会が両当事者に与えられる原理・原則が、‘adversary system’ である。

この ‘adversary system’ が採用されているのは、二つの理由に由来するといわれる⁽⁵⁾。

第一には、真実は、裁判所による公的義務に基づく調査によるよりも、自己の利益から誘引される当事者の調査とその結果得られた資料の提示からいっそう顕出されるというものである。第二には、事件を開始し調査を行うにあたって暗示される結果に特定の心理的な負担を有しないあるいは有しないと思われる裁判官によって判決がなされれば、判決の倫理的強制力及び判決の受容可能性はもっとも大きくなることにある。判断の客観性が担保されるからである。

2 連邦倒産手続規則第7章の規定

(1) このような ‘adversary system’ に基づく手続の規律が連邦倒産法の規定する倒産手続において生じる争訟にも適用されることを明らかにしたのが、連邦倒産手続規則第7章の規定である。それは、連邦倒産法の範疇にある争訟をめぐる倒産裁判所の下での手続と連邦地方裁判所の下での手続は一定の範囲で同一のものであることを前提としている。すなわち、連邦倒産手続規則は連邦民事訴訟手続規則の多くの規定を準用しあるいはそのまま取り込んでいることから明らかである⁽⁶⁾。

(2) 上記の連邦倒産手続規則第7001条後段は、「次の手続は、対審手続による」と規定している。倒産事件との関係では以下の手続については、対審手続による手続として構成され、適正手続の保障を含めて訴訟手続の属性のすべてを帶有する。

① 債務者に対して管財人に財産を引き渡させる手続、又は、本法第554条 (b)若しくは第725条、R. 第2017条若しくは R. 第6002条の規定による手続を除く、金銭又は財産の回復を求める手続

債務者に対して管財人に財産を引き渡させる手続とは、就任とともに管財

(4) *Id.* at 4. なお、Benjamin Kaplan et. al., *Phases of German Civil Procedure I & II*, 71 HARV. L. REV. 1193, 1230-37; 71 HARV. L. REV. 1443, 1771-72 (1958).

(5) FLEMING, *supra* note 3, at 5.

(6) 以上の点につき、2 Collier Pamphlet Edition 2018, at 376 (Alan N. Resnick & Henry J. Sommer eds., Matthew Bender).

人が有する倒産財団に帰属する財産の占有権限に基づき第三者の占有又は支配下にあるその財産の引渡しを求める手続である。金銭又は財産の回復を求める手続とは、管財人若しくは財産の占有を継続する債務者が第三者を相手に、又は、第三者が管財人若しくは財産の占有を継続する債務者を相手に金銭又は財産の回復を求める手続一般である。この場合の手続は対審手続による。なお、後者の金銭又は財産の回復を求める手続であっても、次の手続は対審手続の適用から除外されている⁽⁷⁾。

第一は、連邦倒産法第554条(b)又は同法第725条の規定による手続である。すなわち、同第554条(b)の規定による管財人に対して倒産財団からの財産の放棄を求める手続、又は、同第725条の規定による清算事件においてリーエン等が設定されている財産であって最終の配当が実施されるまでの間に処分されなかった財産をその権利者(担保権者あるいは共同債務者)に返還するための手続である。これらの手続については対審手続の適用から除外されている。

第二は、金銭又は財産の回復を求める手続ではあるが、R. 第2017条又はR. 第6002条の規定による手続である。R. 第2017条の規定⁽⁸⁾による手続とは、債務者代理人に対する債務者による金銭の支払い又は財産の譲渡が代理人の供した役務との比較で過大なものであったか否かを裁判所が通知をなし審問を経た上で判断する手続である。また、R. 第6002条の規定⁽⁹⁾による手続とは、財産管理人の占有・支配下にあった財産を管財人に引き渡す場合に、裁判所が、財産管理人によるそれまでに要した費用の償還の相当性を含む財産管理の適正性を判断する手続である。これらの手続は対審手続によらない。

② R. 第3012条又は R. 第4003条(d)の規定による手続を除いて、財産上のリーエン又はその他の権利の有効性、優先性又はその範囲を確定する手続

倒産財団財産の上に設定されているリーエン等の権利の有効性について争

(7) 以下につき、10 COLLIER ON BANKRUPTCY ¶17001.02 [1]-[5] (Alan N. Resnick & Henry J. Sommer eds., Matthew Bender eds., 16th ed.)による。

(8) R. 第2017条(a)は救済命令前の金銭の支払い又は財産の譲渡を、同条(b)は救済命令後のそれらを規律する。

(9) R. 第6002条によれば、管財人が選任される以前の財産管理人による倒産財団の財産の管理の適正性の報告書が作成され連邦管財官に送付されなければならないが(R. 第6002条(a))、裁判所は、全ての支出を含む財産管理の適正性を確定しなければならない(同条(b))。

いがある場合にはその審理は実体的な判断を伴うから、これをめぐる争訟は対審手続により審理される。ただし、R. 第4003条は倒産財団除外財産に関する規律である。同条(d)は、倒産財団除外財産を債務者が譲渡し、あるいは、これにリーエンを設定してしまった場合に、これらの行為を取り消す手続を規定している。この手続は、R. 第9014条に規定する一連の手続により処理されるため、対審手続の一般適用から除外されている(R. 第4003条(d)第2文参照)。なお、R. 第3012条は、担保付請求権及び優先権の額の確定手続に関する規律である。

③ 倒産財団とその帰属財産を共有する者の双方の財産上の権利の売却につき本法第363条(h)の規定により承認を求める手続

連邦倒産法第363条(h)⁽¹⁰⁾によれば、例えば、債務者につき倒産手続が開始されると債務者と第三者が有していた財産(共有財産)の債務者共有持分は倒産財団帰属財産となる。同項によれば、このような財産でも分割ができない等の事情がある場合には、管財人は第三者の共有持分をも含めて売却することができる。この場合には、第三者の利益を守るために共有持分の権利を確定しておく必要があるため、対審手続によるものとしている。なお、日本法における共有物分割の訴え(民256条・258条)比較参照。

④ 本法第727条(a)(8), (a)(9)又は第1328条(f)の規定による免責許可に対する異議を除いて、免責許可に対する異議のための手続又は免責許可決定を取り消すための手続

免責許可決定に対する異議の事由又は免責許可決定の取消事由に係る審理の結果は、破産者にとって重大な影響を生じる。そこで、破産者の詐欺の行状、倒産法上の義務違反など、その審理は慎重に行われるべき事由であるとともに、これを理由とする免責許可に対する異議、免責の取消しは債務者に実体的な影響を生じさせるため、対審手続により慎重に判断させることとし

(10) 連邦倒産法第363条は、倒産財団財産の使用・売却・賃貸に関する規定であり、同条(h)によれば、管財人は、同条(b)又は(c)の規定により倒産財団に帰属した権利、及び、事件が開始されたときに債務者が共有不動産権者(a tenant in common)、含有不動産権者(joint tenant)、又は夫婦全部保有不動産権者(tenant by the entirety)としての分割されていない権利を有していた財産の共有権利者の権利の両方を、一定の要件をも満たす場合においてのみ、売却することができる旨を規定している。この規定により、倒産財団に帰属する財産が債務者と第三者との共有財産でありその分割が不可能である場合に、管財人が当該財産を売却することができる。

ている。

他方、連邦倒産法第727条(a)(8)によれば、債務者が第7章事件開始前8年の間に開始された第11章事件において免責許可を受けたことがないことが当該第7章事件での免責許可の要件の一つになっている。また、同項(9)によれば、債務者が第7章事件開始前6年の間に開始された第12章又は第13章の事件において免責許可を受けたことがないことが当該第7章事件での免責許可の要件の一つになっている。また、連邦倒産法第1328条(f)によれば、債務者が第13章事件開始前4年の間に開始された第7章、第11章又は第12章の事件において、あるいは、債務者が当該第13章事件開始前2年の間に開始された第13章の事件で免責許可を受けたことがないことが当該第13章事件での免責許可の要件の一つになっている。これらの事由は、過去の事件記録を確認することで、その要件の存否を容易に判断することができる。そこで、これらの事由による免責許可に対する異議の手続には対審手続が適用されない。

⑤ 第11章、第12章又は第13章の計画認可決定を取り消すための手続

これら手続の計画認可決定による生じる効果は、債権者、債務者の双方にとって重大な実体的効果を生じさせる(連邦倒産法第1141条(a)参照)。そのため、計画認可決定を取り消すには慎重な審理が確保されなければならないから、対審手続によるものとされる。

⑥ 債務の免責対象性を確定する手続

特定の倒産債権が免責の対象になるか否かは、債権者にとっても債務者にとっても重大な利害が生じる。したがって、そのための手続は対審手続によることとしている。

⑦ 第9章、第11章、第12章又は第13章での計画が差止め又は衡平法上の救済の定めを置いている場合を除いて、差止め又は衡平法上の救済を得るための手続

倒産法上の計画が差止め又は衡平法上の救済の定めを置いている場合には当該計画は債権者の議決に付されたとともに裁判所の認可の審査を経ているから、手続保障の上で関係人には不利益が生じない。しかし、このような定めが置かれておらず、別途差止め又は衡平法上の救済を求める手続は、債権者あるいは債務者の実体的権利に影響をもたらすため、対審手続によらせることにしている。

⑧ 第9章、第11章、第12章又は第13章での計画が認容された請求権又は債

利の劣後化の定めを置いている場合を除いて、認容された請求権又は権利を劣後させるための手続

計画の定めにより一定の倒産債権を劣後的な地位に置くことは、倒産法の規定に従い許容される場所である(連邦倒産法第510条参照)。しかし、計画によらないで倒産債権を劣後化する場合には、権利者に不利益な変更になる。そのため、このような劣後化を行う場合には、対審手続によるものとしている。

⑨ (1)～(8)までのいずれかの事項に関連して宣言的判決を得るための手続

宣言的判決とは、その法的地位が不確実な当事者が、被害の発生や相手方による訴えの提起を待たずに、自分の権利と法的関係についての確認を求める救済である⁽¹¹⁾。例えば、管財人又は破産者がある倒産債権者の債権は免責されるべき債権と考えていた場合に、当該債権者の側から積極的にその有する債権が破産免責の対象にならない旨の確認判決を求める場合などが想定される。このような宣言的判決を得るための手続は対審手続による。

⑩ 合衆国法典第28編第1452条の規定により事件を移送することができる請求又は訴訟原因を確定するための手続

合衆国法典第28編(裁判所構成及び司法手続法)第89章は、州裁判所から連邦地方裁判所への移送を規律している。同編第1452条は「倒産事件に関連する請求の移送」の表題の下、同条(a)において、合衆国租税裁判所での手続又は政府機関の警察権若しくは規制権限を執行する手続を除く民事訴訟において、受移送地方裁判所が同編第1334条の規定により請求又は訴訟原因につき管轄権を有する場合においては、当事者はいかなる請求又は訴訟原因をも民事訴訟が係属している裁判区のその地方裁判所に移送することを求めることができるとしている⁽¹²⁾。

連邦地方裁判所は連邦倒産法の下で生じる又は連邦倒産法の下での事件に

(11) モリソン・フォースター外国法事務弁護士事務所『アメリカの民事訴訟 [第2版]』59頁(有斐閣・2006年)。

(12) 同編第1452条(b)は、以上のほか、その請求又は訴訟原因が移送される受移送裁判所は、衡平法上の理由に基づきその請求又は訴訟原因を再移送(返送)することができること、本項の規定により発せられた請求又は訴訟原因を差し戻す(返送する)命令、又は差し戻し(返送)を認容しなかった判決は、上訴により再審理されず、また、本編第158条(d)、第1291条若しくは第1292条の規定による上訴裁判所により、又は本編第1254条の規定による合衆国最高裁判所により、再審理されないことを規定している。

関連するすべての民事訴訟につき第 1 審管轄権(original jurisdiction)を有する(合衆国法典第28編第1334条(b))。このことを受けて、移送の対象である事件には合衆国法典第28編第1334条(b)の規定するところにより倒産事件に関連する請求が含まれることが明らかにされているとともに、移送の対象である請求又は訴訟原因を確定するためには、対審手続により慎重な手続が求められている。

◆ R. 第7002条 (連邦民事訴訟手続規則の準用)

対審手続に適用される連邦民事訴訟手続規則の規定が同手続規則の他の規定を準用する場合には、その準用されている連邦民事訴訟手続規則の規定を準用するよう、本規則第Ⅶ章において修正されたものとして解釈される。

【補注】

例えば、R. 第7005条により準用されている連邦民事訴訟手続規則第 5 条は同第 4 条の準用を含んでいる。本条によれば、連邦民事訴訟手続規則第 5 条を準用する場合、R. 第7005条により、連邦民事訴訟手続規則第 4 条も準用するものとして修正して解釈されることになる。

◆ R. 第7003条 (対審手続の開始)

連邦民事訴訟手続規則第 3 条は、対審手続に適用される。

【補注】

1 概要

連邦民事訴訟手続規則第 3 条は、民事訴訟は、裁判所に訴状を提出することにより「開始される」と規定している。R. 第5005条(a)によれば、対審手続を開始する訴状は、連邦倒産法の下での事件が係属する裁判所(倒産裁判所)に提出されなければならない。このこととの関係で、訴状は倒産裁判所に提出されて訴訟手続は開始されることになる。

この訴状の提出は、具体的には、裁判所書記官、又は裁判官(裁判官の場合、訴状の受領に同意する必要がある、その書面に提出期日を記入の上速やかに裁判書記官にそれを送付しなければならないものとされている)に、それを手交することによって行われる(連邦民事訴訟手続規則第 5 条(d)(2))。裁判所書記官は、訴状が連邦民事訴訟手続規則又は地方規則の規定する様式に適合していないという理由だけで受理を拒絶してはならない(同項(4))。なお、連邦司法会同が設けた技術上の基準を満たした電子的手段により書面の提出が地方規

則によって許されている場合には、裁判所は、電子的手段による提出を許すことができる(同条(d)(3)参照)。日本においても準備書面の交換に電子的手段によることが認められる方向での議論がある。

2 出訴期限との関係

訴訟が開始された時点の確定は、とりわけ、個々の争点又は事件において進行する出訴期限(statute of limitation)との関係で重要である。これは、訴状の提出に、①どのような出訴期限の適用があるのか、②いつの時点で出訴期限が停止されるかという二つの問題が包含されている⁽¹³⁾。①は準拠する法の選択の問題であり、②はいつの時点で訴訟が開始されたかという問題であり出訴期限の起算点の問題である。

出訴期限を算定する上で出訴期限がいかなる法を根拠としているかをまず確定しなければならない。連邦法に基づき民事訴訟が提起されたとしよう。その提起には連邦議会の制定した出訴期限法が適用される。これに対して、当該訴訟につき連邦法が妥当する出訴期限を定めていない場合には、連邦裁判所はその裁判所が所在する州の出訴期限法を類推してこれに依拠することがよくある。1990年に、連邦議会は、「法が別段に規定していない場合を除いて、本条の制定された期日から後に連邦議会の法の下で生じた民事訴訟は、訴訟原因が生じた後4年を経過した後には開始することはできない」と定める包括出訴期限法を制定した(合衆国法典第28編第1658条参照)。この規定は1990年以前に生じた連邦法上の訴訟原因を規律していないため、1990年以前の訴訟原因については、制定法に関わる先例を調査する必要があるものの、いずれにしても、上記の連邦民事訴訟手続規則第3条により出訴期限は裁判所への訴状の提出により停止される。

なお、日本法における日現行民147条1号・149条・日新民147条1項1号参照。

◆ R. 第7004条 (令状；召喚令状の送達、訴状)

(a) 召喚令状、送達、送達証明 (1) R. 第7004条(a)(2)に規定されるところを除き、連邦民事訴訟手続規則第4条(a), (b), (c)(1), (d)(1), (e)乃至(j), (l), 及び(m)は、対審手続に適用される。連邦民事訴訟手続規則第4条(e)乃

(13) 以下①及び②の記述につき、GLEN WEISSEBERGER & A.J.STEPHANI, FEDERAL CIVIL PROCEDURE; LITIGATION MANUAL 2017-18, 13-14 (2017).

至(j)の規定による交付送達は、当事者ではない18歳以上の何人によっても行われ得るものとし、かつ、その召喚令状は、裁判所書記官によって上記の送達実施者に対して手交されるものとする。

(2) 裁判所書記官は、書記官の氏名の前に“s/”を付し、かつ、召喚令状に裁判所の封印を含めることにより、電子的に召喚令状に署名し、これを封緘し、発行することができる。

(b) **第1種普通郵便による送達** 本条(h)の規定によるところを除き、連邦民事手続規則第4条(e)乃至(j)の規定により許可された送達方法に加えて、料金が前納された第1種普通郵便によって合衆国国内では、以下により送達することができる。

(1) 幼児又は無能力者以外の個人に対しては、その個人の居住地若しくは通常の住所地、又は、その個人が事業若しくは業務を通常行う場所に宛てて、召喚令状の写し及び訴状の写しを郵送することによる。

(2) 幼児又は無能力者に対しては、州の一般裁判管轄権を有する裁判所においてそのような被告に対して訴訟が提起された場合に州の法令により令状が送達されるべきものとされている者に対して、召喚令状の写し及び訴状の写しを郵送することによる。この場合における召喚令状及び訴状の送付は、送達されることが必要とされている者に対し、その者の居住地若しくは通常の住所地、又は、その者が事業若しくは業務を通常行う場所に宛ててなされなければならない。

(3) 国内法人若しくは外国法人、又は、パートナーシップ若しくはその他の権利能力なき社団に対しては、役員、執行担当者、若しくは、令状の送達を受領する権限を選任又は定款により授権されているその他の代理人を受領できるよう召喚令状及び訴状の写しを郵送することによりなされ、さらに、その送達受領代理人が制定法により送達を受領する権限を付与されている者であり、かつ、その制定法がそのように要求しているときは、同じく被告に対して写しを郵送することによる。

(4) 合衆国に対しては、訴訟が提起された裁判区の連邦検察官事務所での民事令状事務官に宛てて召喚令状の写し及び訴状の写しを郵送するとともに、コロンビア特別区ワシントンの司法長官に宛てて召喚令状の写し及び訴状の写しを郵送することによるものとし、さらに、当事者となっていない合衆国職員又は機関の執行処分の有効性を争ういかなる訴訟においても、その職員又は機関に対して召喚令状の写し及び訴状の写しを同じく郵送すること

による。原告が召喚令状の写し及び訴状の写しを連邦検察官事務所の民事令状事務官、又は、合衆国司法長官のいずれかに宛てて郵送したときは、合衆国の複数の職員、機関、又は行政法人に宛てて召喚令状の写し及び訴状の写しを郵送することを怠った瑕疵を治癒するために、裁判所は、本項の規定による送達につき合理的な期間を許可するものとする。

(5) 合衆国の職員又は機関に対しては、本項(4)の規定により合衆国に対して召喚令状の写し及び訴状の写しを郵送するとともに、同じくその職員又は機関に対して郵送することによる。その機関が法人であるときは、その郵送は本項(3)の規定による。原告が召喚令状の写し及び訴状の写しを連邦検察官事務所の民事令状事務官、又は合衆国司法長官のいずれかに宛てて郵送した場合には、合衆国の複数の職員、機関、又は行政法人に宛てて召喚令状の写し及び訴状の写しを郵送することを怠った瑕疵を治癒する目的で、裁判所は、本項の規定による送達につき合理的な期間を許可するものとする。連邦管財官が事件において管財人となり、もっぱら管財人として当該連邦管財官に送達がされるときは、送達は、本項(10)の規定によりなされる。

(6) 訴訟の相手方となった州若しくは地方公共団体、又はそれらのその他の行政機関に対しては、その州の一般管轄権を有する裁判所においてそのような被告に対して訴訟が提起された場合に送達なされる州の法律によって令状が送達されるべき者又は事務所に宛てて召喚令状の写し及び訴状の写しを郵送することにより、又は、州法による指定がない場合には、州若しくは地方公共団体の長、又はそれらのその他の行政機関の長に宛ててなされるものとする。

(7) 本項(1)又は(3)に規定されているいかなる種類の被告に対しても、合衆国法により、又は、州の一般管轄権を有する裁判所において被告に対して訴訟が提起された場合に送達なされる州法により、送達なされる者が規定されている者に宛てて召喚令状の写し及び訴状の写しが郵送されることでも足りる。

(8) いかなる被告に対しても、被告代理人の居住地若しくは通常の住所地で、又は、その者が事業若しくは業務を定常的に行う場所で、被告代理人が令状の送達を受けることが選任又は定款により授権されている場合には、召喚令状の写し及び訴状の写しはその被告代理人に宛てて、かつ、代理人への授権にあたりそのように求められているときは、同じく、召喚令状の写し及び訴状の写しは本項の規定により被告に宛てて郵送されることをもって足り

る。

(9) 債務者に対しては、申立書が債務者により提出され又は債務者に送達された後で、かつ、事件が棄却され又は終了する時まで、申立書に記載された住所、又は債務者が提出文書において指定することができるその他の住所に宛てて召喚令状の写し及び訴状の写しを郵送することによる。

(10) 連邦管財官に対しては、連邦管財官が当該事件において管財人となり、もっぱら管財人として当該連邦管財官に送達される場合には、連邦管財官の事務所、又は本法の下での事件が係属する裁判区における連邦管財官が指定したその他の場所に宛てて召喚令状の写し及び訴状の写しを郵送することによる。

(c) **公示による送達** 裁判所の管理の下にある財産上の権利を確定し又は保護するための対審手続の当事者が、連邦民事訴訟手続規則第4条(e)乃至(j)、又は、本条(b)の規定によっては送達を受けることができないときは、裁判所は、当事者の最後に知れた住所に宛てて料金前払いの第1種普通郵便により召喚令状の写し及び訴状の写しを郵送するとともに、裁判所が指定する方法及び形式で少なくとも1回の公示をなすことにより、送達を実施することを命じることができる。

(d) **令状の全国送達** 罰則付召喚令状を除く召喚令状及び訴状並びにその他すべての令状は、合衆国のいかなる場所においても送達され得る。

(e) **召喚令状：合衆国内での送達に関する時的制限** 連邦民事訴訟手続規則第4条(e)、(g)、(h)(1)、(i)、又は(j)(2)の規定により実施される送達は、召喚令状が発行された後7日以内に召喚令状及び訴状を交付することによって行われなければならない。送達が許可された郵送の形式によるときは、召喚令状が発行された後7日以内に召喚令状及び訴状は投函されなければならない。召喚令状が所定の期間内に交付又は郵送されないときは、改めて召喚令状が送達のために発行されなければならない。本項は外国における送達には適用しない。

(f) **対人管轄権** 裁判管轄権の行使が合衆国憲法及び合衆国法令に適合している場合には、本条又は本手続規則の規定により適用される連邦民事訴訟手続規則第4条の各項の規定による召喚令状の送達又は送達を受ける権利の放棄に係る申立書の提出は、連邦倒産法の下での事件若しくは連邦倒産法の下で生じる民事手続、又は、連邦倒産法の下での事件若しくはこれに関連して生じる民事手続についてのいかなる被告である者についての対人管轄権を設定する上

で有効である。

(g) **債務者の弁護士に対する送達** 債務者が弁護士によって代理されている場合には、本条により債務者に送達となされる時はいつでも、連邦民事訴訟手続規則第5条(b)の規定により許可されたいずれかの方法により債務者の代理人に宛てて送達されなければならない。

(h) **預金保険加入金融機関に対する令状の送達** 争訟事項又は対審手続における(連邦預金保険法第3条の規定により定義される)預金保険加入金融機関に対する送達は、その金融機関の役員に宛てて、配達証明付郵便により行われなければならない。ただし、以下の場合には、この限りではない。

(1) その金融機関が代理人をもって出頭した場合。その場合には、その代理人は第一種普通郵便により送達を受けることとなる。

(2) 金融機関が指定した役員に対して第一種郵便により送付することにより、その金融機関に対する送達をなすことの許可を求める申立てに関する通知が配達証明付郵便によりその金融機関に送達された後に、裁判所が別段の命令を発した場合、又は、

(3) その金融機関が、送達を受領する役員を指名することにより配達証明付郵便により送達を受ける地位を書面で放棄した場合。

【補注】

1 連邦民事訴訟手続規則の準用

(1) **アメリカにおける召喚令状及び訴状の写しの送達** 連邦倒産手続規則第7004条(a)(1)では、連邦民事訴訟手続規則第4条(a), (b), (c)(1), (d)(1), (e)~(j), (l)及び(m)が対審手続に適用されることが規定されている。

アメリカ合衆国憲法修正第5条第2文は、連邦の手続に関して「法の適正な手続(due process of law)によらずに、生命、自由又は財産を奪われることはない」と定め、適正手続の保障を謳っている。また、州の手続については、同第14条第1節第2文で、「いかなる州も法の適正な手続(due process of law)によらずに、生命、自由又は財産を奪ってはならない」⁽¹⁴⁾と規定している。召喚令状及び訴状の写しの送達は、法の適正な手続の重要な最初のステップである。もっとも召喚令状及び訴状の写しの送達は、日本における職権送達主義とは異なり、裁判所書記官が発行した召喚令状を原告(又は原告代理人)が被告に

(14) 以上の規定の訳は、樋口陽一=吉田善明編『解説・世界憲法集』61頁及び62頁(三省堂・2001年)を参考にした。

送達をする方式が採用されている。この送達の方式は、適正手続との関係で用いられた方法が、被告に対して手続と弁明の機会を現実告知するよう合理的に設計されたものでなければならない⁽¹⁵⁾とされ、厳格に規律されている。

(2) **召喚令状及び訴状の写しの送達** 連邦民事訴訟手続規則第4条は、召喚令状(summons)について規律し、被告が召喚令状及び訴状の送達を受ける要件を明らかにしている。この手続は、一般に「令状の送達」(service of process)といわれている⁽¹⁶⁾。召喚令状は、その名宛人である者に対して民事訴訟が開始されたことを法的に通知する方式である。本条は、共同被告(連邦民事訴訟手続規則第14条による第三者の被告側参加・同第19条による共同訴訟・同第20条による被告の任意的併合・同第22条による共同訴訟参加)や受継による被告側当事者の交替の場合にも適用される。なお、クラスアクションにおける召喚令状については連邦民事訴訟手続規則第23条に別途規定されている。また、この召喚令状に類似する罰則付き召喚令状(subpoena)については、連邦民事訴訟手続規則第45条に別途規定されている。

(3) **召喚令状の様式** 連邦民事訴訟手続規則第4条(a)によれば、召喚令状は、(A)裁判所及び当事者を指定し、(B)被告に宛ててなされ、(C)原告代理人又は代理人がない場合には原告の氏名及び住所を記載し、(D)被告が出廷して応訴しなければならない期間を指定し、(E)出廷して応訴しなければ、訴状で求められている救済を与えるために被告敗訴の欠席判決がなされることを被告に知らせ、(F)裁判所書記官が署名し、かつ、(G)裁判所の封印がされたものでなければならない(連邦民事訴訟手続規則第4条(a)(1)参照)。同条(b)によれば、原告は、訴状の提出とともに又はその後に、裁判所書記官の署名及び裁判所の封印を受けるために、当該裁判所書記官に召喚令状を提出することができる。その召喚令状が適正に作成されたものであるときは、裁判所書記官は、署名をし、封印した上で、被告への送達のために原告にその召喚令状を交付(発行)しなければならない。召喚令状—又は複数の被告宛ての写し—は、各被告につき送達のために交付(発行)されなければならない。召喚令状の交付を受けた原告又はその弁護士は、訴状とともに発行された召喚令状を、被

(15) Milliken v. Meyer, 311 U.S. 457 (1940).

(16) 以下は、WEISSENBERGER & STEPHANI, *supra* note 13, at 26による。召喚令状及び訴状の写しの送達が、憲法上の適正手続の保障を満たすことは確立されている。その意味では、この「召喚令状の送達」と「訴状の送達」は互換可能なものとして用いられることが多い。Id. at 27.

告に送達しなければならない⁽¹⁷⁾。

(4) **送達** 連邦民事訴訟手続規則第4条(c)は、送達を規律している。同項(1)によれば、召喚令状は、訴状の写しとともに送達されなければならない。原告は、連邦民事訴訟手続規則第4条(m)の規定による所定の期間内にその召喚令状及び訴状を、送達する責めを負い、かつ、必要な通数の写しを提供しなければならない。このことは、召喚令状が交付され被告に送達されたことを確実に見届ける責任は当事者(原告)にあり、裁判所書記官の責任ではないことを意味している。

同条(c)(2)によれば、召喚令状及び訴状の送達をすることができる者は、18歳以上の者で、当事者ではない者である。なお、原告の申立てがあるときは、受訴裁判所は、合衆国執行官若しくは副執行官又は特に選任した者による送達を命じることができる。この場合、原告に合衆国法典第28編第1915条⁽¹⁸⁾の規定により「訴訟救助」(in forma pauperis)によることが許可されているときは、その方式によることを命じることができる。

(5) **送達を受ける権利の放棄** 連邦倒産手続規則第7004条(a)(1)が準用している連邦民事訴訟手続規則第4条(d)(1)は、送達を受ける権利の放棄を規定している。同項(1)によれば、連邦民事訴訟手続規則第4条(e)、(f)又は(h)の規定により送達を受けるべき個人、法人又は団体は、召喚令状の送達に係る不必要な費用を節約する義務を負っているものとされている。具体的には、原告は、訴訟が開始されたことを被告に通知することができ、被告に対して召喚令状の送達を受ける権利を放棄するよう求めることができる(連邦民事訴訟手続規則第4条(d)(1)第2文)。

以上の場合の通知の方式及び権利放棄を求める方式は、次のようなものである。その通知及び権利放棄の要求は、(A)書面で、かつ、個人である被告、又は被告が法人、パートナーシップ若しくは団体であるときは、それらの役員、

(17) モリソン・フォースター外国法事務弁護士事務所・前掲注(11)36頁。

(18) 合衆国法典第28編第1915条(a)(1)によれば、合衆国のいかなる裁判所も、その裁判所における民事、刑事を問わず訴訟、若しくは手続、又は上訴の手続を開始し、追行し、又は防御するにあたり、手続費用を納付することができず、又は担保を立てることができない旨のその有する全財産を含む宣誓供述書を提出した取監者が、手続費用を納付することなく又は担保を立てることなく民事、刑事を問わず訴訟、若しくは手続、又は上の手続において、それらの手続を開始し、追行し、又は防御することを、許可することができる。

業務執行機関、又は送達を受ける権限が選任により又は定款により認められている者に宛てて、(B)訴状が提出された裁判所を明記し、(C)訴状の写しとともに、連邦民事訴訟手続規則第4条付記の放棄様式2通の写し、及び、その様式を返送するための費用の前払いの方法を示した書面を添えて、(D)送達を受ける権利を放棄した場合又は放棄しない場合の効果を、連邦民事訴訟手続規則第4条付記の様式をもって被告に知らせ、(E)権利放棄の要求書が送付された日を明記し、(F)要求書が送付された日以後少なくとも30日の猶予をもった放棄回答書を返送すべき相当な期間(合衆国の裁判区外に居住する被告には少なくとも60日)を被告に与え、かつ、(G)第一種郵便又はその他信頼できる方法で、送付されなければならない(連邦民事訴訟手続規則第4条(d)(1)第3文参照)。

被告が送達を受ける権利を放棄し、原告がその放棄書を裁判所に提出したときは、送達の証明は必要とされず、召喚令状及び訴状は放棄書が提出された時に召喚令状及び訴状の送達があったものと扱われる(連邦民事訴訟手続規則第4条(d)(4)参照)。

(6) 召喚令状が被告に送達されていない場合 訴状が提出された後90日以内に被告が召喚令状の送達を受けていない場合には、裁判所は—申立てにより又は原告に通知した後に職権で—被告の利益に偏することなくその訴訟を却下し、又は、指定した期間内に送達がなされることを命じなければならない(連邦民事訴訟手続規則第4条(m)第1文参照)。

2 日本法における呼出状

日本法においては、第一段階として訴状が裁判所に提出されることにより訴状の審査や期日の指定、訴状や呼出状の送達が行われ、第二段階として訴状が送達されることによって訴訟係属が生じ、被告も関与した状態で審理が開始される⁽¹⁹⁾。

期日は、申立てにより又は職権で、裁判長が指定する(日民訴93条1項)。期日の呼出しは、呼出状の送達、当該事件について出頭した者に対する期日の告知その他相当と認める方法によって行われる(日民訴94条1項)。期日への呼出しの基本は送達によることとされている。呼出状の送達及び当該事件について出頭した者に対する期日の告知以外の方法による期日の呼出しをしたときは、期日に出頭しない当事者、証人又は鑑定人に対し、法律上の制裁その他期日の不遵守による不利益を帰することができない(同条2項本文)。もっとも、これらの者が期日の呼出しを受けた旨を記載した書面を提出したときは、以上の不

利益を受ける(同条2項ただし書き)。

◆ R. 第7005条(訴答書面及びその他の書類の送達並びにその提出)

連邦民事訴訟手続規則第5条は、対審手続に適用される。

【補注】

1 連邦民事訴訟手続規則第5条の趣旨 連邦民事訴訟手続規則第5条は、訴答書面及びその他の書類の送達並びに提出を規定している。連邦民事訴訟手続規則第4条が召喚令状及び訴状の送達を厳格に規定しているのに対して、同第5条は、訴答書面などの送達が規定されている。

2 当事者に送達される訴訟上の書面⁽²⁰⁾ 連邦民事訴訟手続規則第5条(a)によれば、当事者に送達されなければならない書類が列挙されている。送達が必要とされることを示した決定(同条(a)(1)(A))、最初の訴えが提起された後に提出された訴答書面(同条(a)(1)(B))、当事者に送達されることが必要とされる証拠開示書面(同条(a)(1)(C))、一方審尋で審問されるものを除く、書面による場合の申立書(written motion)(同条(a)(1)(D))、書面による場合の通知書、主張書(demand)⁽²¹⁾、出頭通知、若しくは特定判決の申出書(offer of judgment)⁽²²⁾、又はその他これに類する書類の送達が要求されている。

3 電子的手段による送達

(1) 連邦民事訴訟手続規則第5条(b)によれば、訴訟上の書類の送達方法は6つの方式が許されている。これらの方式のうち、電子メール、又はファクシミリのような電子的手段による送達は、送達を受けるべき者がその方式による

(19) このような理解として、例えば、上田徹一郎『民事訴訟法〔第7版〕』143頁～144頁(法学書院・2011年)。

(20) 以下は、WEISSENBERGER & STEPHANI, *supra* note 13, at 45-47の記述による。

(21) 'demand' は、一般的には法的権利又は手続上の権利の主張をいう。例えば、当事者の権利主張に対して相手方当事者の反対の権利主張(反対主張)、あるいは、答弁書に含まれる原告に対する被告の主たる権利主張の意味で用いられる。この点につき、*Demand*, BLACK'S LAW DICTIONARY (10th ed. 2014)。

(22) 連邦民事訴訟手続規則第68条(a)によれば、事実審理期日の14日前までに、被告は指定した条件で判決を受け入れる申出を原告に対してすることができ、原告がこれを受け入れない場合には、原告は申出がなされた以後の訴訟費用を負担しなければならない(同条(c))。和解を促進するために原告に被告による判決の申出を考慮させる機会を奨励する制度である。

ことに同意した場合に許される。この方式によるには、送達を受けるべき者より、次のような段階を経ることが必要である。

第一に、その当事者が書面で同意していることが必要であり、その同意書は電子的手段によって送ることが可能である。第二に、その書面の同意書には、同意する範囲及びその継続期間のような同意に関する制限が特定されていなければならない。第三に、その同意書には、氏名、メールアドレス(ファクシミリの場合にはファクシミリ番号)が記載されなければならない。また、同意に変更があった場合(アドレスの変更、ソフトウェアのアップグレードなど)には、訴訟上の書面を電子的手段による送達に同意した当事者は、その条件のいかなる変更もすべての当事者に告知しなければならない。

(2) 電子的手段による送達は、それ自体で伝達方法として十全のものといえるが、連邦民事訴訟手続規則第5条(b)(2)(E)は、送達する側の当事者が、到達不能で送信者に返送されていたといったように、メールが送達を受けるべき者に到達しなかったことを知り得ていた場合には送達は有効ではないとしている。現在のシステムでは受け手に受領確認を求める方式が可能であるから、無用な争いを避けるためにこのような方式を利用すべきものとされている。

(3) 日本の民事訴訟では、裁判所に提出すべき書面につきファクシミリによる提出が認められているが、民事訴訟規則第3条によれば、民事訴訟費用等に関する法律の規定により手数料を納付しなければならない申立てに係る書面(同条1項1号)、その提出により訴訟手続の開始、続行、停止又は完結をさせる書面で1号の書面を除いたもの(同2号)、法定代理権、訴訟行為をするのに必要な授權又は訴訟代理人の権限を証明する書面その他の訴訟手続上重要な事項を証明する書面(同3号)、上告理由書、上告受理申立て理由書その他これらに準ずる理由書(同4号)については、ファクシミリでの送信・提出は認められていない。なお、ファクシミリを利用して書面が提出されたときは、裁判所が受信した時に、当該書面が裁判所に提出されたものとみなされる(同条2項)。また、必要があると認めるときは、裁判所は、提出者に対し、送信に使用した書面を提出させることができる(同条3項)。

(4) 申立て等のオンライン処理は、平成16年の民事訴訟法改正により、オンライン申立て等を可能とする規定が設けられており(民事訴訟法132条の10等参照)、これにより平成18年には支払督促手続についてオンライン手続を可能とする「督促手続オンラインシステム」が導入され、IT技術の活用が図られてきた。

しかし、制度が異なるため一概には断定することはできないが、アメリカでは、少なくとも訴訟上の書面のやり取りはインターネットにより行われることが可能になっている。おそらくこのような状況に影響を受けたのではないかと考えられる検討が日本でも始まっている。いっそう「迅速かつ効率的な裁判の実現を図るため、諸外国の状況も踏まえ、裁判における手続保障や情報セキュリティ面を含む総合的な観点から、関係機関等の協力を得て利用者目線で裁判に係る手続等のIT化を推進する方策について速やかに検討し、本年度中に結論を得る」とされ、平成29年10月に、「裁判手続等のIT化検討会」⁽²³⁾が設置された。そこでの議論は、立法後のIT技術の進展等を踏まえると、現行法の枠を超えて、訴えの提起・申立てからその後の手続に至るまで、基本的にペーパーの存在を念頭に置かないIT化への抜本的対応を視野に入れる必要があるとされている。同報告書は、「我が国が目ざすべき裁判手続等のIT化とは、現行の民事裁判手続を単にITに置き換えるもの、すなわち、現行では郵送やファクシミリを用いてされている紙媒体の書面のやり取りを、電子メール等を用いた電子情報のやり取りへ単純に移行させることで満足するものであってはならない」⁽²⁴⁾としつつも、「利用者のニーズや諸外国の状況等を踏まえると、『民事訴訟手続における①e提出(e-Filing)、②e法廷(e-Court)、③e事件管理(e-Case management)の実現(「3つのe」)を目指す』という観点から、検討を進め、実現を図っていくのが相当である」⁽²⁵⁾としている。

4 裁判所に提出すべき訴訟上の書面

連邦民事訴訟手続規則第5条(d)によれば、相手方当事者に送達される必要があるとされている訴状が裁判所に提出された後に、その後の訴答書面、書面による申立書(一方審尋による申立書を除く)、告知書などは、送達が当事者に宛ててなされた後の相当の期間内に裁判所に提出されなければならない。すべての当事者に送達があったことの送達証明書もまた、上記書面とともに裁判所に提出されなければならない。

(23) この検討会は、「未来投資戦略2017」(平成29年6月9日閣議決定)において設置された検討会である。

(24) 裁判手続等のIT化検討会『裁判手続等のIT化に向けた取りまとめ—3つの「e」の実現に向けて』5頁(<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/saiban/pdf/report.pdf>:最終閲覧日2018年9月29日)。

(25) 裁判手続等のIT化検討会・前掲注(24)7頁。

5 開示資料の提出不許

連邦民事訴訟手続規則第 5 条(d) 本文によれば、訴状が提出された後に送達が必要とされるすべての文書は、送達の証明書とともに、相手方当事者に送達された後の相当の期間内に裁判所に提出されなければならない。もっとも、アメリカの民事訴訟手続は、広汎な pre-trial discovery, すなわち、公判審理前の証拠開示手続において当事者間で証拠を見せ合う手続を採用している⁽²⁶⁾。そのため、連邦民事訴訟手続規則第 26 条(a) (1)⁽²⁷⁾ 又は同(2)の規定による証拠開示書面並びに証拠開示申立書とそれに対する回答書は、それが実際に当該手続において使用されるまでは、あるいは裁判所がそれらの提出を命じるまでは、提出することは許されない(連邦民事訴訟手続規則第 5 条(d) ただし書き)。もとより、開示資料及び開示書面は第 5 条(a)～(c)の規定に従い相手方当事者に送達されなければならないことはいうまでもない。

◆ R. 第7006条 [不存在]

◆ R. 第7007条 (許される訴答)

連邦民事訴訟手続規則第 7 条は、対審手続に適用される。

【補注】

1 連邦民事訴訟手続規則第 7 条の趣旨 連邦民事訴訟手続規則第 7 条は、訴答の適正な名称を規定しているとともに、連邦裁判所における申立手続を規定している。

2 訴答の限定 連邦民事訴訟手続規則第 7 条(a)によれば、いかなる訴訟にあっても訴答は 7 種に限定されている。訴答書面は、当事者を特定し、請求

(26) 長谷川俊明『法律英語と紛争処理 [増補版]』202頁 (レクシスネクシス・ジャパン・2015年)。

(27) 連邦民事訴訟手続規則第 26 条は、証拠開示の義務を規定している。同条(a) (1) (A) では、一方の当事者は相手方の開示要求を待つことなく、開示情報を有する者の氏名や開示すべき当事者が有するあらゆる書面の写し、開示すべき当事者の主張する損害賠償額などの情報を相手方当事者に提供しなければならないものとされている。また、同条(a) (2) (A) では、上記に加えて、一方の当事者は、連邦証拠規則第 702 条、第 703 条又は第 705 条の規定により証拠を提示するためにトリアルで用いることができる証人の同一性確認を相手方当事者に開示しなければならないこととされている。

あるいは抗弁を述べ、求められている救済を述べ、その事案の決定を裁判官、陪審のどちらかに委ねるかを示すことによって訴訟の範囲及び性質を決定する書面である⁽²⁸⁾。

◆ R. 第7007.1条 (法人の所有関係に関する陳述書)⁽²⁹⁾

(a) 必要とされる開示 対審手続の当事者であって、債務者又は政府機関を除く法人は、債務者である法人のいずれかの種類の株式の10%以上を直接または間接的に所有する、政府機関以外の法人を特定・明示した陳述書の写しを2通、又は、本項の規定により報告すべき者は存在しないことを記載した陳述書の写しを2通提出しなければならない。

(b) 提出の時期 当事者は、R. 第7007.1条(a)の規定により必要とされている陳述書を、最初の出廷日に、又は、裁判所に提出される最初の訴答書、申立書、答弁書若しくはその他の申出書とともに、提出しなければならない。当事者は、本条が当事者に対し明らかにし又は開示することを義務づけている状況のいかなる変更に関する補充書面をも、速やかに提出しなければならない。

【補注】

1 本条の趣旨

本条は、連邦上訴手続規則第26.1条に由来するといわれるが⁽³⁰⁾、その源泉は、The Code of Conduct for United Statesにある。同法は、連邦裁判所判事に関する倫理的規範(ethical canons)であり、職務及び裁判所外での活動に従事するにあたっての指標を提供している。同規範第3条Cの「除斥」(Disqualification)によれば、裁判官が当該事件の当事者に関して個人的な偏見を有しあるいは争いがある明白な事実を個人的に知悉している事情(同項(1)(a))、当該事件につきかつて裁判官が弁護士として職務を行った、あるいは証人になったことがある(同項(1)(b))、裁判官又はその生計を共にする配偶者若しくは子

(28) モリソン・フォースター外国法事務弁護士事務所・前掲注(11)44頁。

(29) 債務者が政府機関以外の法人である自己申立事件の場合におけるその法人の所有関係の陳述書の提出につき、R. 第1007条(a)(本試訳〔1〕)参照。

(30) 連邦上訴手続規則第26.1条は、上訴裁判所の手続の当事者が政府機関ではない法人である場合には、その発行株式の10%以上を有する親会社及び公開会社を明らかにする書面又はそのような会社は存在しない旨の書面を提出しなければならないと規定する。規定の体裁は、連邦倒産手続規則第7007.1条と同様である。

が当該紛争につき経済的利害を有することを当該裁判官が知っている状況(同項(1)(c)), 裁判官又はその配偶者などがその訴訟当事者になっているなどの状況(同項(1)(d)), 裁判官が政府機関職員として従事したことがあり, かつ, その資格で, 裁判官, 顧問, 参考人, 又は重要証人として手続に参加したことがある, あるいは, 当該紛争の当否につき意見を開陳したことがある等の事情(同項(1)(e))が認められる場合には, 当該事件から除斥される。

2 裁判の公正性

連邦倒産手続規則第7007.1条は, 対審手続の当事者が法人である場合に, その法人の発行株式の10%を超えて直接又は間接に所有する法人を明らかにさせることで, これを裁判官の利害の有無を判断する資料として, 裁判手続の公正性を担保している。すなわち, 1で述べた The Code of Conduct for United States 第3条C(1)(c)にいう裁判官の有する「経済的利害」を判断する資料としている。ちなみに, ここにいう「経済的利害」とは法的権利を有することを意味し, 具体的には当事者の事業への取締役, 顧問, その他現実的な関与をいうものとされている(同(c))。

◆ R. 第7008条 (訴答の一般原則)

連邦民事訴訟手続規則第8条は, 対審手続に適用される。同条(a)の規定により必要とされる管轄の主張は, 対審手続が関係する本法の下での事件名, 事件番号及び章の引用, 並びに, 本法の下での事件が係属している裁判区及び部についての引用を含まなければならない。倒産裁判所の下での対審手続においては, 訴え, 反訴, 共同訴訟人請求, 及び被告による引き込み請求は, 訴答者が倒産裁判所により終局決定又は終局判決がなされることに同意している又は同意していないことを明らかにした陳述を含まなければならない。

【補注】

1 連邦民事訴訟手続規則第8条の趣旨と連邦倒産法への適用

(1) 連邦倒産手続規則第7008条は, 連邦民事訴訟手続規則第8条が, 連邦倒産法の対審手続に適用されることを明らかにする規定である。連邦民事訴訟手続規則第8条は, 訴答の一般原則を定めている。訴答とは, 訴訟において審理に入る前に争点を決定するため訴訟当事者間でそれぞれの主張を交換する手続をいい, 訴答書面として認められる書類は, 連邦民事訴訟法第7条(a)により規定されている。

(2) 連邦民事訴訟手続規則第8条を連邦倒産法の対審手続に適用するにあ

たり、連邦倒産法は、次の2つの条件を追加している。第1点は、管轄に関する主張は、当該対審手続が関連する事件名、事件番号及び章、並びに事件が係属している裁判区及び部についての引用を含むことである。裁判所の管轄権を確認するためである。第2点は、訴え、反訴、共同訴訟人間請求、又は被告による引き込み請求に関する書面には、倒産裁判所裁判官による終局決定又は終局判決に同意するか否かについて陳述することである。倒産裁判官は、核心手続(core proceeding)については終局決定又は終局判決をすることができるが、非核心手続(non core proceeding)⁽³¹⁾については、両当事者の合意がないと終局決定又は終局判決をすることができない(合衆国法典第28編第157条(c)(1))⁽³²⁾。このことに対応して、1987年の改正で、非核心手続である場合にのみ、倒産裁判所による終局決定又は終局判決に同意するか否かについて陳述を求める改正がされたが、2016年の改正において、手続が核心手続であるか非核心手続であるかにかかわらずかかる陳述を求めるように改正された。

2 訴答の方式

連邦民事訴訟手続規則第8条(a)は、原告が提出する訴答には、①裁判所管轄の根拠についての短く平易な陳述、②請求に関する短く平易な陳述、及び③求められる救済を記載するものと規定する。被告は、これに対して、短く平易な答弁書を提出するものとされ(同条(b))、損害額以外の主張については答弁書で否認しなければ認めたとみなされる(同条(b)(6))。また、積極的抗弁については、被告の側で答弁書に明示しなければならず、具体的には代物弁

(31) 非核心手続は関連手続(related proceeding)ともいわれ、債務者倒産財団の管理に影響する請求に関する手続(例・債務者と第三者との間の不法行為訴訟)であるが、倒産法の規定により生じたものではなく、したがって本来は州裁判所で判決がなされ得る手続である。当事者が倒産裁判所の管轄に同意しない限り、あるいは、地方裁判所がその事件をその倒産裁判所又は州裁判所に付託しない限り、関連する手続は連邦地方裁判所において判決がなされなければならない。

これに対して、核心手続とは、例えば、偏頗的財産譲渡を否認するような債務者と債権者との間の関係に重要な影響をもたらす請求に関する手続をいい、倒産裁判所が、トライアル、又は審問を行い、終局判決をするものである。

なお、倒産裁判所裁判官が核心手続及び非核心手続につき審理判断することができることにつき、合衆国法典第28編第157条参照。

(32) 10 COLLIER ON BANKRUPTCY, *supra* note 7, at ¶ 7008.02.

済, 仲裁判断, 危険の引受, 寄与過失, 強迫, 禁反言, 約因の不存在, 詐欺, 違法性, 共同雇用者による傷害, 懈怠, 許可, 弁済, 免除, 既判力, 詐欺防止法, 出訴期限, 放棄について答弁書に記載しなければならない(同条(c))。訴答の解釈は, 実質的正義にかなうようになされなければならない(同条(e))。

◆ R. 第7009条 (特定の事項についての訴答)

連邦民事訴訟手続規則第9条は, 対審手続に適用される。

【補注】

連邦倒産手続規則第7009条が準用する連邦民事訴訟手続規則第9条は, 特定の請求又は特定の状況での請求に対して訴答する上での規律を定めている。本条の特徴は, 連邦民事訴訟手続規則第8条の訴答方式に加えて, 特別の状況の下での訴答につきその正確な訴答の方式を求めている。特に, ショットガン訴答, すなわち, 漠然とした主張に支えられた広範囲の論点を包括的に含んだ訴答⁽³³⁾を抑制している⁽³⁴⁾。

◆ R. 第7010条 (訴答書面の様式)

連邦民事訴訟手続規則第10条は, 対審手続における各訴答書面の表題部が適切な公定様式にその内容において適合しなければならないことを除いて, 対審手続において適用される。

【補注】

連邦民事訴訟手続規則第7条～第9条が訴答の内容を規律しているのに対して, 同規則第10条は, 訴答書面の様式を規定している。同条(a)は, すべての訴答書面に共通して記載すべき事項として, 裁判所名, 事件名, 事件番号などを規定し, 同条(b)は, 当事者は, 番号を付して主張又は防御方法を記載しなければならない旨等を規定している。

◆ R. 第7011条 [不存在]

(33) 小山・1028頁。

(34) WEISSENBERGER & STEPHANI, *supra* note 13, at 92.

◆ R. 第7012条 (防衛及び異議—提出時期及び提出方法—訴答又は申立てに基づくもの—訴答に基づく判決を求める申立て)

(a) 提示される時期 訴状が適正に送達されたときは、被告は、裁判所により別異の期間が指定された場合を除いて、召喚令状が発行された後30日内に答弁書を送達しなければならない。裁判所は、訴状の送達が公示送達によりなされた場合又は外国にいる当事者に宛ててなされた場合には、答弁書を送達する期間を指定しなければならない。共同訴訟人間請求を記載した訴答書面の送達を受けた当事者は、その送達があった後21日内にこれに対する答弁書を送達しなければならない。原告は、答弁書の送達があった後21日内にその答弁書における反訴請求に対する反対訴答書面を送達しなければならず、又は、反対訴答が裁判所により命じられたものであるときは、その命令に別段の指示がない限り、その命令の送達があった後21日内にその答弁書における反訴請求に対する反対訴答書面を送達しなければならない。合衆国、又は、合衆国の公務員若しくはその部局は、召喚令状が発行された後35日内に、訴状に対する答弁書を送達しなければならず、かつ、共同訴訟人間請求に対する答弁書又は反訴請求に対する反対訴答書面を、その請求が主張されている訴答書面が合衆国法務官に送達された後35日内に、送達しなければならない。本条の規定により許可された申立書の送達は、裁判所の命令により別異の期間が指定されない限り、(1)裁判所がその申立てを却下し又はその処分を本案のトライアルまで延期する場合には、その応答的訴答書面は裁判所の処分の通知があった後14日内に送達されなければならないものとし、(2)裁判所がより明確な陳述を求める申立てを認容する場合には、その応答的訴答書面は、より明確な陳述書の送達があった後14日内に送達されなければならないものとして、上記の期間を変更するものとする。

(b) 連邦民事訴訟手続規則第12条(b)乃至(i)の適用可能性⁽³⁵⁾ 連邦民事訴訟手続規則第12条(b)乃至(i)は、対審手続に適用される。応答的訴答には、当事者が倒産裁判所により終局決定又は終局判決がなされることに同意し又は同意しない旨の陳述を含まなければならない。

【補注】

本条は、訴状送達後における答弁書の送達をすべき期間、答弁書に対する反

(35) 本条は、2016年4月に改正され同年12月に施行されて、この規定になっている。

対訴答書面の送達をすべき期間，さらに応答的訴答書面の送達をなすべき期間について規律している。連邦民事訴訟手続規則第12条に同趣旨の規定が存在するが，連邦倒産法における訴訟手続について独自に規定を設けているとともに，本条(b)は，連邦民事訴訟手続規則第12条(b)乃至(i)が倒産法の下での訴訟手続に適用があることを明らかにしている。

(以下，続刊)